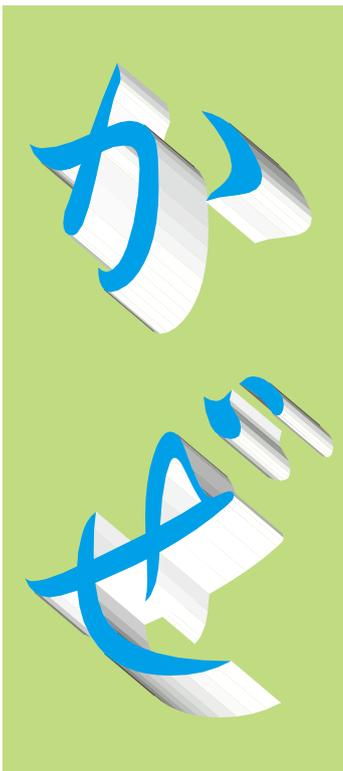


5月21日に中央シルバーエリアを会場に43名の会員が出席し、令和4年度第1回定時社



定時社員総会の様子  
和田会長 あいさつ

### 令和4年度 第一回定時社員総会を開催



<発行>  
一般社団法人  
秋田県社会福祉士会  
<発行責任者> 和田 士郎  
<事務局>  
秋田市旭北栄町1-5  
(秋田県社会福祉会館内)  
<TEL>  
018-896-7881  
<FAX>  
018-896-7882  
<MAIL>  
akitaken-csw@flute.ocn.ne.jp  
<URL>  
<http://www.akita-csw.org/>  
編集 広報委員会

- ・ 令和4年度第1回定時社員総会
- ・ 令和4年度総合研修会
- ・ 職場紹介
- ・ ソーシャルワーカーinあきた2022
- ・ eラーニング講座紹介と受講の感想
- ・ ペンリレー

員総会と総合研修会（実践報告会）が開催されました。

#### ○議案

第1号議案 令和3年度決算報告について

第2号議案 会費徴収規程の改正（案）につ

いて

日本社会福祉士会において、会員の入会率が非常に低いことを懸念し、プロジェクトを立ち上げました。就職したての方にとつては会費の負担が大きいのではないかとこのことから、入会年度30歳未満の方においては初年度年会費（1万5千円）を無料とするキャンペーンを令和7年3月末まで実施することとなりました。

第3号議案 苦情解決に関する規程（案）につ

いて

これまで規程はなく、苦情等発生時にはそれぞれで対応していました。苦情解決に関する規程を新たに設け、必要に応じ、規程の見直しを検討していくこととしました。

第4号議案 役員（理事 監事）の選任について

#### ○報告事項

第1号報告 令和3年度事業報告について

令和3年3月31日現在の会員数379名

年度内入会 22名、退会11名、

令和4年5月21日現在の会員数401名

#### ○理事会報告

(1) 委員会委員の選任について

(2) 事務局の事務局長および所要職員の設置について

#### 【役員】

- |    |              |
|----|--------------|
| 理事 | 和田 士郎 (会長)   |
| 理事 | 鈴木 卓 (副会長)   |
| 理事 | 伊藤 政利 (副会長)  |
| 理事 | 佐藤 俊一 (事務局長) |
| 理事 | 豊澤 公榮        |
| 理事 | 羽川 毅郎        |
| 理事 | 工藤 摂子        |
| 理事 | 田中 伸夫        |
| 監事 | 佐々木尚敏        |
| 監事 | 佐藤 一弘        |



新役員紹介  
田中 伸夫氏

## 令和4年度 総合研修会

社員総会の後、「県内で従事する社会福祉士の実践を通じ権利擁護について考える」というテーマで総合研修会を開催いたしました。この中で研修会に参加できなかった皆さんも多くいらっしゃいましたので、紙面上で学びを深めていただきたく、実践報告を掲載いたしました。

### 「成年後見制度利用促進事業」に関する

#### 自治体職員のソーシャルワーク実践

大館市長寿課高齢者福祉係

奈良田 一樹

私は大館市役所長寿課で社会福祉士として勤務して、現在の職場は6年目となります。普段は、地域包括支援センターの後方支援や権利擁護（成年後見・虐待）などの相談、地域包括ケアの構築に関する業務に携わっています。

今回の総合研修会では、「社会福祉士の権利擁護実践」ということで、成年後見支援センターの設置の取り組みについて報告させていただきました。

成年後見支援センターは国の「成年後見制度利用促進法」に位置づけられたものです。急速な高齢化に伴う認知症高齢者の増加など、成年後見の利用促進が必要な背景について理解していましたが、本市では取り組みが思うように

進んでいない現状にありました。

そんな中、社会福祉士会を始め専門職団体や関係機関の協力を得て、本市の成年後見の課題や現状について議論する場を立ち上げたことが大きな契機となりました。ネットワークの構築にあたっては、普段の業務や社会福祉士会でのつながりが生かされたと感じています。

利用促進の準備委員会の中で検討を続けていった結果、本市でもセンター設置の機運が高まり、令和4年3月28日に「大館市成年後見支援センター」を開設することができました。ノウハウを蓄積しながら、まずは相談体制や広報活動の充実に努めていきたいと考えています。

「バカの壁」で著名な養老孟司先生は、「仕事とは社会に空いた穴を埋めること」と語っています。私自身、仕事で壁にぶつかったときに、「自分に合わない業務かもしれない」と思い悩んだこともありますが、これからは目の前の自分の埋めべき穴（市の課題）に真摯に向き合って、自分自身を高めていきたいと思えます。

### 「ばあとなあ秋田の活動を通じた

#### ソーシャルワーク実践」

ばあとなあ秋田 伊藤 幹子

晩秋のある日、ばあとなあ秋田に相談の電話がありました。ばあとなあ秋田では、ばあとなあ会員の他に一般の方からの相談にも応じています。電話はご本人が在宅時の介護保険事業所

からでした。ご本人はけがをされ施設入所中で、通院の帰りに自宅の様子を見に行つたところ、身元保証・任意後見契約を結んでいる会社に事務所として使われていて大変ショックを受けているという相談でした。

ばあとなあ秋田では弁護士相談が必要と考え、提案したところ、弁護士相談の希望がだされました。現在進行中のケースであり詳しい経過をお話することはできませんが、ご本人の意思を確認しながら法定後見を家裁へ申立したところ、任意後見契約を解除して弁護士を後見人とする法定後見の審判が確定しました。

5月の実践報告以後、ご質問やご意見も多く日本社会福祉士会へ報告をし、対応していただいております。

任意後見契約は、判断能力がある間に信頼の置ける個人や法人に、判断能力が低下した後の財産管理や身上監護をお願いするもので、信頼関係の上に成り立つものです。高い志をもって事業に取り組んでいるところもあるので一概にリスクがあると述べることはできませんが、目に見えない信頼がご本人の生活に長期にわたって安心をもたらすことを考えると慎重にならざるを得ない実情があります。別紙にて任意後見契約を結び付ける際の注意点をまとめてみました。ご参考になると幸いです。

## 「施設従事者における虐待防止にかかる

### ソーシャルワーク実践」

#### 社会福祉法人大館市社会福祉事業団

伊藤 政利

毎年、県内全体で施設従事者による虐待認定は十数件あります。また、虐待防止に関する委員会の設置や研修の実施等、施設に対する取り組みを要求する通知も発出されているところ

です。私は、他の法人事業所における虐待防止のための研修講師の依頼を受け活動しています。また、虐待が発生した施設に対する再発防止のための研修講師なども行いました。これらの活動で作成した研修資料等については、自法人の事業所における研修資料として活用できる部分を情報提供し、自法人の研修プログラムに対する指導助言も行っています。

虐待防止及び身体拘束に対する研修は法規制で求められたものですが、義務的対応にとどめず「権利擁護」という観点を踏まえた研修プログラムとなるよう工夫しました。そして、法人で定めている「理念・方針」の現場適用という観点、また「苦情・相談・要望」への対応による権利侵害リスクへの予防的対応という観点も関連があることから、サービスマネジメントに力を入れて取り組んでいます。

「権利擁護」はなにも利用者に限定されるものではなく、職員のハラスメント対策ならびにメ

ンタルヘルス対策も関係します。当法人では事業所横断的にグループスーパービジョンに取り組んでおり、「支えあって・高めあう」ことを目指し、試行錯誤を重ねているところです。

※ばあとなあ秋田の伊藤幹子氏の報告にありま



伊藤幹子氏の報告の様子



奈良田一樹氏の報告の様子



伊藤政利氏の報告の様子

## 職場紹介

今回、矯正施設で働く武田氏、教育の現場で働く石岡氏へ依頼し、それぞれの仕事の内容や役割等について紹介いただきました。

## 「矯正施設の社会福祉士の仕事」

### 秋田刑務所処遇部企画部門分類担当

福祉専門官 武田 貴康

本稿では、矯正施設の社会福祉士の職務である特別調整についてご紹介させていただきます。特別調整とは、平成 21 年 4 月から施行された制度で、帰る場所等がない高齢又は障害を有する受刑者の福祉支援を行うことを目的とした制度で、その業務を担うために、全国の矯正施設に社会福祉士及び精神保健福祉士が配属されました。特別調整の対象となるためには、帰る場所等がない高齢又は障害を有するほか、本人が特別調整制度の利用を希望することが条件となります。特別調整対象候補者の選定に当たっては、候補者をリストアップし、面接を重ねていき、候補者が特別調整制度を希望すると、保護観察所へ通知します。通知を受理した保護観察官は候補者本人と面接し、保護観察所長から、正式に特別調整対象者として認定されます。その後、地域生活定着支援センター職員が特別調整対象者と面接を重ね、帰住地や福祉サービス等を調整していくこととなります。そのため、矯正施設の社会福祉士は出所後の帰住先の調整ではなく、特別調整対象となる候補者の選定が主な仕事となります。しかし、客観的に福祉サービスが必要な者であっても、支援に対し拒否する候補者も少なくありません。この部分が、私が非常に悩むところです。この場合は、候補

者に出所後どのように生活したいのかを考えさせるほか、様々な選択肢があることについて、気が持てるよう意識付けを図っております。

最後になりましたが、出所する人を孤立させず、社会の一員として暮らせるように支援していくのと同時に、再犯の被害に遭って苦しむ人を減らしていくことが矯正施設の社会福祉士の仕事だと考えています。これからも責任の重さを実感しつつ、社会復帰支援と再犯防止に向けた取組を継続していききたいと思います。

### 「養成施設の社会福祉士の仕事」

秋田看護福祉大学 医療福祉学科長

准教授 石岡 和志

秋田看護福祉大学には看護学科と医療福祉学科があり、私は医療福祉学科に在籍しております。本学の医療福祉学科は介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の受験資格を得ることができ、東北でも数少ない学科で、資格取得に係る基礎科目及び専門科目、演習、実習指導等のカリキュラムが組まれています。教員の業務として、日常的な講義の他に各委員会活動に係る会議、講義がない日は学生獲得のための高校訪問や進学説明会への参加、高校や中学校への出張授業、教員研修会への参加等、講義以外の業務も数多くあります。講義の空き時間には次回の講義の準備、ゼミ生への就職指導、国家試験対策に係る個別指導、学生との個別

面談等を行っています。日常的に慌ただしい業務に追われ、大学教員として研究に費やす時間は思うように取れません。それでも学生が就職試験や国家試験に合格し、無事に卒業して社会に巣立っていく姿をみると教員としてのやりがいを感じます。



石岡 和志氏

### ソーシャルワーカーデー in あきた 2022

今年度のソーシャルワーカーデーについて主催の青年部会員に報告してもらいました。

青年部会わっか 成田 和幸

秋田県では第2回目となるソーシャルワーカーデーを7月18日に開催しました。

今回は「学生さんに福祉の魅力を伝えよう」というテーマで、現任ソーシャルワーカーによる実践報告やグループワークを行いました。今回もコロナ禍を踏まえオンライン形式で行ないました。参加者は61名で、うち27名が学生さんでした。多くは福祉養成校に通う学生さんでしたが、高校生も参加して下さいました。

参加した学生さんからは「現任者の生の声を聞くことができ、参考になった」「たくさんのこと

を学ぶことが出来た」「自分が興味ある分野のことを知ることが出来て良かった」など、たくさん感想をいただきました。参加されたソーシャルワーカーさんからも「学生と交流する機会が今までなかったため、とても刺激になった」という感想がありました。

今回の開催方法や一般の方向けのイベント検討など、たくさん課題もありますが、秋田県のソーシャルワーカーデーを盛り上げていくために今後も頑張っていきたいと思っています。

青年部会わっか 岡村 直樹

今年もオンラインでの開催となりましたが、ソーシャルワーカーを目指す大学生や養成校に通う社会人、高校生など、多数の応募があり、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、医療ソーシャルワーカー協会からも、たくさんの方々が参加して、大いに盛り上がりました。各会からの実践報告や、1日の仕事の流れを紹介し、各専門分野に分かれ、学生の皆さんには興味がある分野でのグループワークを行いました



オンラインでの参加の様子

た。学生からは、「学生時代にやっておけばいいこと」や、「どんな時にやりがいを感じるか」などの質問を受け、アドバイスや仕事の魅力を伝えました。学生の皆さんも、リアルな現場の話聞き、資格取得のモチベーションも上がったと思います。私たちも、他分野の相互理解を深め、自己の実践を振り返る機会にもなりました。来年度も会員の皆様の参加をお待ちしております。

**日本社会福祉士のeラーニングが無料で視聴できるようになりました！**

公益社団法人日本社会福祉士会では、社会福祉に関する講座「eラーニング講座」をオンラインで配信しています。講座は時間や場所を問わずパソコンやスマートフォンから視聴することができます。倫理綱領、地域社会・多文化分野、サービス管理・経営、人材育成、ソーシャルワーク理論、制度等の動向、他にもさまざまなテーマの講座があり、講師は各分野のスペシャリストが担当しています。ぜひ、ご活用ください。

## 講座紹介

今回は、講座のうちのひとつである「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」について紹介します。

2020年11月22日及び11月23日に開催した「2020年度地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（試行研修）」（令和2年度社会福祉推進事業）の講義内容に改良を加えたもので、今後実施する予定の講義部分です。現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるよう、研修プログラムが開発されています。地域共生社会という概念に基づいて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、2021年4月より実施されることになった「重層的支援体制整備事業」についても説明されています。

プログラムは全部で10項目あり、各項目を順に視聴しなければなりません。その分、地域共生社会についてより詳しく学習できるのではないかと思います。また、相談支援体制の構築や意思決定支援も含まれており、普段の業務において参考になると思います。

## 受講の感想

今年4月からの重層的支援体制整備事業として、「福祉まるごと相談室」が大館市の包括支援センターに設置されることになりました。まだ始まったばかりの事業で理解も乏しく不安もありましたが、この講座を受講できたことでモチ

ベーションを上げることができました。まだまだ未熟な部分もありますが、社会福祉士として地域の皆さんの複雑化・複合化した支援ニーズを受け止め、少しでも解決に向けた支援ができるようにしていきたいと思えます。

（記・広報委員会 苗代沢 輝榮）

受講のきっかけは、社会福祉士取得（平成26年）から年数が経過し、知識のアップデートが必要であること、ソーシャルワーク実践力を向上させたいという思いからでした。私は、現在、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と生活支援コーディネーターを兼務しており、主にミクロレベル（個人・家族）とメゾレベル（グループ・地域住民・身近な組織）の領域のソーシャルワーク実践に関わっています。講座では、国の目指す「地域共生社会」の実現に向けたソーシャルワーカーの役割をわかりやすく学習することができます。求められている役割を担うための知識や技術、方法が事例を通じて紹介されているため、実践をイメージしやすく、また、自らの課題に気づくことができると感じました。

一通り学習を終えることで、視聴したいテーマごとに再視聴できるようになります。今後も大いに活用して実践に活かしていきたいと思えます。

（記・広報委員会 市村 めぐみ）

# ペンリレー

## 「未来は続くよどこまでも」

大館市子ども課児童相談係 奈良田 さとみ

いつもアグレッシブな越前屋優貴さんから熱い思いがこもったバトンをいただきました。名前を奈良田と紹介していただきましたが、普段は旧姓の松田で仕事をしています。現在、子育て真っ最中のため社会福祉士の活動に参加できていませんが…みなさま、どこかでお会いした際はどうぞよろしくお願ひします。

さて、私のいる大館市子ども課児童相談係では、子どもが安心して生活ができるように、子育てに関する悩みや家庭内の問題等の相談に応じています。令和4年4月に開設した大館市子ども家庭総合支援拠点『ほっこ』では、社会福祉士は虐待対応専門員として、主に児童虐待通告への対応、保護者の養育支援が必要な子どもや出産後の養育が心配な妊婦さんへの相談支援を行っています。

私は児童相談業務を担当して今年で13年目になりました。児童相談では子どもが18歳を迎えると支援の対象外となりますが、その後も色々な方たちで大人になった子どもたちの様子を知る機会があります。嬉しい情報もあれば、心配な情報までさまざま。特に、親になった子どもたちと再会をした時は未来への連続性を感じさせられます。子どもたちとの関わりは子ども時代の一時期ですが、「いずれ親になる子どもたち」と「これから生まれてくる子どもたち」にも続いていると思うと身の引き締まる思いです。

写真は息子が書いた頭足人の絵です。よくある子どもの絵ですが、頭から手足が生える絵は子どもが「今だけ」描ける貴重なものです。この絵がこれからどうやって変わっていくのかなと我が子の成長を楽しみつつ、全ての子どもたちが未来に向かって安心して生活をしていくことができるように私の知識と技術も更新し続けていきたいと思う今日この頃です。

次は基礎研修の同期であり、素敵なお母さんでもある、自立援助ホームけやきの石原典子さんへバトンを渡します。



# 編集後記

我が家のワンコの冬毛支度が始まり、秋の訪れを感じておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。17歳と超高齢犬ですが、朝晩欠かさず、散歩に出かける姿に元気をもらっています。

今回初めて広報の担当をさせていただきました。初めて連絡を取らせていただいた方もあり、皆様の思いを直接伺うことができたことは自身の学びにもつながりとても感謝しております。

広報かせ54号の記事掲載にご協力いただいた皆様、本当にありがとうございます。ございました。

